

修士論文概要

女性障害者を取り巻く環境と当事者団体の役割
—ウガンダ地方都市の事例研究—

仙道 聡子

研究の目的と方法

開発途上国の女性障害者にとって複合差別を紐解くことが喫緊の課題として存在するが、各国においてどのような問題が表出し、その問題に対して国や当事者がどのように対応してきたのかについては未だ明らかになっていない部分が多い。この研究では女性障害者については、障害と開発の分野、国際 NGO の報告、またその他の個人の研究を取り上げたが、アフリカの女性障害者を包括的に捉えた研究は先行研究全体において少ない状況である。

本研究の目的は、ウガンダの障害および女性当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割を明らかにすることである。本研究においては、ウガンダの文脈から文献調査を基に女性障害者を取り巻く環境を捉え、現地調査ではインタビューをもとに当事者団体の代表と女性障害者の語りから当事者団体の役割を明らかにしていく。当事者性へ視座を置きながら当事者団体が果たす役割について多様な側面から捉えることにより、開発から周縁化されてきた女性障害者を包括するための研究の一端として支援の在り方に示唆を与えることに貢献できると考える。

研究方法としては、文献調査と現地調査から構成される。文献調査では統計資料、調査報告書、先行研究、書籍、インターネット等の資料に基づく文献を用いてウガンダ社会における法制度や統計、政策について整理し、女性障害者を取り巻く環境をウガンダの文脈から捉えた。次に、現地調査ではインタビューをもとに当事者団体の代表 2 名と女性障害者 6 名の語りから女性障害者の生活環境における当事者団体の役割に迫った。最後に、文献調査と現地調査に基づき、ウガンダの当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割とその限界を考察した。

本研究で女性障害者にとっての当事者団体の役割を論じるにあたり、分析の枠組みとしては「当事者性」、「地域における持続的な福祉の担い手」、「エンパワーメント」を示した。

また、当事者団体が女性障害者の「生活」に果たす直接的役割と間接的役割について示すにあたっては教育、雇用、婚姻、無償労働(ケア労働と家事労働)を女性にとっての生活やライフサイクルに直接的に作用する要素とした。一方、自己肯定感の形成や自尊心の向上のように自己に対して自信をもつ内発的エンパワーメントは、女性の生活に間接的に作用する要素と捉えた。教育、雇用、婚姻、無償労働(ケア労働と家事労働)の要素は顕著な男女間の不平等があることから、マクロな視点から政策と制度の問題と捉え、文献調査において主に論じた。

論文の構成

第1章 序論

- 1.1 研究の背景
- 1.2 研究の目的
- 1.3 研究の方法
- 1.4 本研究課題への接近方法
- 1.5 本研究における諸定義
- 1.6 本論文の構成

第2章 分析の枠組み

- 2.1 ウガンダの当事者団体を捉える分析の枠組み
- 2.2 当事者団体が生活に果たす直接的な役割と間接的な役割

第3章 先行研究

- 3.1 女性障害者
- 3.2 当事者団体とセルフヘルプグループの特徴の整理
- 3.3 小括

第4章 文献調査

- 4.1 ウガンダの基本情報
- 4.2 障害者統計と法制度
- 4.3 障害関連政策
- 4.4 ジェンダー統計と女性に関する法制度
- 4.5 女性関連政策
- 4.6 小括

第5章 ソロティ県の当事者団体と女性障害者における調査

- 5.1 調査概要
- 5.2 ソロティ県障害者連合(SODIPU)の概要
- 5.3 ガールズ・サポート・センター(GSC)の概要
- 5.4 政府が求める NGO の役割と課題
- 5.5 調査結果
- 5.6 インタビューからの分析
- 5.7 小括

第6章 考察

- 6.1 ウガンダの当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割
- 6.2 ウガンダの当事者団体の役割における限界
- 6.3 小括

第7章 結論

- 7.1 結論
- 7.2 今後の課題

論文の概要

本論文は7つの章から構成される。第1章では、研究の背景と研究の目的、研究の方法、諸定義について述べた。

第2章では、当事者団体にはどのような役割があるのかを捉えるための枠組みとして「当事者性」、「地域における持続的な福祉の担い手」、「エンパワーメント」について論じた。また、当事者団体が生活に果たす直接的な役割と間接的な役割についての分析の視点も併せて明示した。

第3章では、女性障害者と当事者団体およびセルフヘルプグループに関する先行研究を概観し、これまでそれぞれが先行研究においてどのように論じられてきたのかを明らかにした。アフリカの女性障害者を包括的に捉えた研究は先行研究全体において少ない状況であることが分かった。当事者団体・セルフヘルプグループに関する先行研究については、当事者団体やセルフヘルプグループが及ぼす女性への影響について先行研究が数多く存在する一方、当事者団体と当事者団体ではない団体や政府機関とを比較して包括的に論じている研究は少ないと言える。

第4章では文献調査を行った。第1節ではウガンダの基本情報および社会について地方分権化政策、内戦、長期政権、難民受入国の側面から明らかにした。第2節では、障害者に関する統計を用いて教育、識字、職業、婚姻の側面と法体制から障害者の状況を明らかにした。その結果、女性障害者は障害者の男女間および女性間での障害者、非障害者においても機能障害や能力障害の結果として生じる社会生活上の不利益を被りやすいことが推測できた。ウガンダの障害統計は近年になってデータが多く取られているが、データの信頼性については定かではない一面がある。また、法体制については障害者関連の法律が整備され、法律を施行する段階にあるといえるが現実的にどこまで法が遵守されているのか、その効果が実際にあるのかどうかは検討の余地がある。第3節では、障害関連政策についてアフリカにおける大陸横断的な体制、ウガンダにおける障害関連サービス、障害者団体と障害者運動から概観した。障害関連政策としてマクロな視点から開発の文脈を交え、アフリカ大陸における横断的な体制の必要性や社会的保護政策についてメゾレベルでは障害者サービスと障害者団体、障害者運動について捉えた。ウガンダにおける障害者政策は、独自で万人の障害者を対象とする福祉政策のようなものは存在せず、一部海外ドナーの開発援助によって社会的保護政策が実施されている状況であることが明らかとなった。障害関連サービスについては一定のサービスが実施されているが、十分ではない。このような障害者に向けた政策、サービスの実施には、障害関連組織が政治に積極的に関与してきた経緯があり、ともに課題へ取り組んできたということが分かった。第4節では、ウガンダの非障害者の男女間における統計と法制度について(1)土地の所有権、(2)雇用、(3)教育、(4)ケア労働と家事労働における統計データや報告書を用いてウガンダの女性の状況を明らかにした。法制度についてはウガンダ憲法、家庭内暴力法と女性性器切除の禁止法とLGBTQの人々の状況を取り上げた。統計データからは女性たちが男性よりも教育や雇用機会の損失、そして家事労働の負担を強いられていることが明らかとなった。女性たちは社会的規範や伝統的価値観に縛られており、LGBTQの人々のようにまだ人権が国内で認められていない人々もいる。最後に第5節では女性関連政策としてジェンダー労働社会開発省の取り組みを概観した。ウガンダでは1980年代半ばに女性運動が始まったが、その際に女性障害者は対象として包括されていなかった点が明らかとなった。

第5章では、ソロティ県障害者同盟(Soroti District Disabled Persons Union: SODIPU)と女性

当事者団体のガールズ・サポート・センター(Girls Support Center: GSC)の代表者と双方の団体の登録メンバーである女性障害者に実施したインタビュー調査結果を分析した。当事者団体の代表から抽出された4つの共通事項と、女性障害者から抽出された6つの共通事項から女性障害者を取り巻く生活環境について、(1)内戦の影響を受けた地域性、(2)伝統的な女性の地位の低さ、(3)機能障害を負いやすい環境要因と派生する問題の3つの要素が明らかとなった。またGSCの代表インタビューと女性障害者の夢と希望の語りから、女性障害者にとっての当事者団体とは女性障害者の自立を促進し、女性障害者にとって内発的なエンパワーメントを得られる機会であることを明示した。

第6章では第4章の文献調査と第5章の現地調査の結果をもとに、分析の枠組みを援用しながらウガンダの当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割と、限界について考察した。まず「当事者性:ニーズに寄り添うセイフティネットの役割」においては、代表、執行委員、事務局のスタッフと登録メンバーらに共通する当事者背景はメンバーのニーズに対する理解につながり、感染症の蔓延、内戦、また性暴力事件のような緊急事態においてセイフティネットの役割を果たしていることを明らかにした。次に「地域における福祉の担い手:公的政策を補う役割」においては、文献調査で政府主導による社会保障制度が確立されておらず、海外ドナーによる社会的保護政策に頼っていることを示した。現地調査では、当事者団体が貧しさから脱却するための生計手段を学ぶための研修の実施、自己肯定力の育成、ネットワーク作りの場としての役割として多岐にわたる役割を担っていることが裏付けられた。加えて、当事者団体・セルフヘルプグループと国際支援団体・政府機関の特徴を比較し、それぞれの特性の違いを捉えた。当事者団体は単に政府や行政の手が行き届かない個別の多様なニーズに対応するだけでなく、権利擁護を主張し、社会から排除されがちな人々の社会包括を地域レベルで支えていることが明らかとなった。最後に「エンパワーメント:エンパワーメントを推進する役割」においては、アドボカシーやロビー活動、法的規定および執行を進めることで女性障害者の社会参加を阻む物理的な障壁や情報の障壁を取り除こうとしてきた当事者団体の側面から考察した。また、ケア労働を強いられ、家の中に隠されることにより学校へ行く機会が与えられないことや、生計を立てるための手段の選択肢がごく限られること、社会的保護政策も十分に確立されていないというような制度的な障壁に対しては、生計手段としてのスキルを学ぶ研修の実施を介して経済的エンパワーメントにつながっていることが明らかとなった。さらに女性障害者が受けやすい交差的な差別や不当な扱いである意識の障壁に対しては、女性障害者も女性非障害者も自尊心を取り戻し、本来の力を回復させるための内発的エンパワーメントの取り組みを行っている。ウガンダの当事者団体の役割における限界としては、研修に参加できない障害者へのアウトリーチが不足していることと、当事者団体の運営における限界が導き出された。

第6章の考察を踏まえ、第7章の結論章ではウガンダの当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割を明示した。第一に、当事者性をもってニーズに寄り添うセイフティネットとしての役割が明らかとなった。第二に、地域における福祉の担い手としての役割が明らかとなった。第三に、エンパワーメントを推進する役割が明らかとなった。

当事者団体が女性障害者の生活に果たす役割は、女性障害者を取り巻く社会的な側面から考察して意義あるものであると言える。一方、事業を実施するにあたっての団体の限界もある。政府は当事者団体が直面する限界を捉え、政府と当事者団体・セルフヘルプグループ間の協働のためにも関係性を整備していく必要がある。そのためには、当事者団体がこれまでウガンダの国民に寄与してきた意義を、開発の文脈で捉え直すことが求められる。